

資格確認書の一括発行について

1. 目的

令和 6 年12月 2 日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長 1 年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和 7 年12月 2 日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和 7 年12月 1 日までに交付する必要があります。

（令和 6 年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和 6 年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和 7 年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定） ※千葉支部発送分は令和7年10月中旬～令和7年10月下旬（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返信用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

個人宛送付用

同封物

【個人情報保護シール】

意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上掲、上右の欄に付して使用することができます。 このシールは、一度がすぎた有効期がすぎます。	意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上掲、上右の欄に付して使用することができます。 このシールは、一度がすぎた有効期がすぎます。
意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上掲、上右の欄に付して使用することができます。 このシールは、一度がすぎた有効期がすぎます。	意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上掲、上右の欄に付して使用することができます。 このシールは、一度がすぎた有効期がすぎます。

【返信用封筒】

「12月20日までに1000万円以上を貯蓄した」
 会社員・公務員・学生・主婦・専業主婦・主婦
 1000万円以上を貯蓄した人

10008782

155

日本郵便株式会社
 郵便番号155-0001
 東京都港区南青山1-1-1

全国健康保険協会
 資材確認書事務局
 行

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

「12月20日までに1000万円以上を貯蓄した」
 会社員・公務員・学生・主婦・専業主婦・主婦
 1000万円以上を貯蓄した人

1



個人宛送付用との変更箇所

- ① 不着対応の送付物については、事業所様宛に送付するため、事業所様において被保険者様に配付できるよう「記号」、「番号」、「被保険者氏名」を記載します。
- なお、被扶養者様分のみの場合についても、被保険者様に配付していただくため、被保険者氏名のみを記載します。

同封物

【説明用チラシ】

【個人情報保護シール】

[illegible]

意思表示保護シール このシールは、意思表示の意思が本人から他人へ のみ発信されて初めて有効となることができます。 このシールは、一度はがすと無効になります。	意思表示保護シール このシールは、意思表示の意思が本人から他人へ のみ発信されて初めて有効となることができます。 このシールは、一度はがすと無効になります。
意思表示保護シール このシールは、意思表示の意思が本人から他人へ のみ発信されて初めて有効となることができます。 このシールは、一度はがすと無効になります。	意思表示保護シール このシールは、意思表示の意思が本人から他人へ のみ発信されて初めて有効となることができます。 このシールは、一度はがすと無効になります。

【返信用封筒】



3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定）				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			